

■学位論文内容要旨

精神障がいを持つ人への音楽活動に関する研究

—音楽活動の展開過程から導き出される意義—

山田 敏恵 (2018年度修了)

1. 研究の背景

精神科医療においては明治時代から今日まで精神障がいを持つ人へ音楽を通じた介入が行われてきた。特に1950年以降、多くの実践が報告されている。音楽活動は現在も精神科病院、障がい福祉施設において人気のある活動である。筆者は今日まで精神障がいを持つ人への音楽活動が継続して実践されてきた根底には、彼らとの関わりの中で音楽活動を取り入れる必然的な理由があったのではないかと、その理由は音楽がもたらす人と社会との関係にあるのではないかと考える。しかし、その関係に関する研究は見当たらない。また日本の音楽療法が始まったとされる第二次世界大戦後の精神障がいを持つ人への音楽活動について整理した研究も現在のところ見つかっていない。したがって、1950年以降の精神障がいを持つ人が関わった音楽活動の展開過程について当該時代の社会状況を踏まえた整理をした上で、その相互関係を明らかにする必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、精神衛生法施行(1950年)から今日に至るまでの期間を対象とし、精神障がいを持つ人への医療・福祉の場で行う音楽活動の理論的・実践的展開過程の特徴、当該時代の社会的状況との関連や携わった専門職との関係を整理・分析することにより、精神障がいを持つ人への音楽活動の意義を明らかに示すことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、分析対象として精神障がいを持つ人が治療や生活の場で関わる「医師・看護師・作業療法士・精神保健福祉士」を読者として想定する雑誌から創刊時期の早いものを各領域1誌選択した。具体的には『神経学雑誌』と継続誌『精神神経学雑誌』、『精神科看護』、『理学療法と作業療法』とその継続誌『作業療法ジャーナル』、『精神医学ソーシャル・ワーク』とその継続誌『精神保健福祉』である(『神経学雑誌』については1935年に『精神神経学雑誌』となったため本研究では対象としない)。

この4専門職誌から1950年以降の音楽活動に関する研究論文と実践記録、関連記事を抽出し、各誌毎に時系列で整理・分析した。そして、複数の領域において共通してみられる特徴をもとに、全体を包括する時期区分を行った(全5期)。この時期区分に従い、それぞれの時期の精神障がいを持つ人に対する施策と当時の状況を概観した上で、各期の音楽活動の特徴を捉えた。その後、本研究で対象とする時代の精神障がいを持つ人への音楽活動の展開過程から音楽活動の意義を明示した。

4. 結果と考察

第I部では、第1章において、本研究における音楽と音楽行動、音楽活動の定義を行った。そして1950年以前の精神監護法、精神病院法時代に精神障がいを持つ人への音楽活動の意義に言及した精神科医師の論文を確認した。

次に、第2章から第5章において、本研究で対象とす

る4専門職の職務を確認した上で、抽出した音楽活動の記事を時系列に整理・分析した。その結果明らかになった各雑誌の音楽活動の中にみられる特徴を第6章において専門職の視点を踏まえて整理した。そして、『精神神経学雑誌』の〈治療としての効果を追究する視点〉と〈病院のイメージ向上への言及〉、『精神医学ソーシャル・ワーク』『精神保健福祉』の〈対象が地域で生活する精神障がいを持つ人〉と〈地域・行政・福祉サービスを含めた視点〉、『理学療法と作業療法』『作業療法ジャーナル』の〈人の営みを作業として捉える視点〉と〈音楽活動と音楽療法を併記〉、そして『精神科看護』の〈病院の中で生活する患者を支援する視点〉と〈他職種との連携〉という特徴が明らかになった。さらに、第6章では、各雑誌の音楽活動はその特徴からまとまりのある時期に分けられることを明示した。『精神神経学雑誌』は全4期、『精神医学ソーシャル・ワーク』と継続誌『精神保健福祉』は全2期、『理学療法と作業療法』と継続誌『作業療法ジャーナル』は全5期、『精神科看護』は全3期に分けられる。

第Ⅱ部では、第6章の時期区分を基に、各雑誌にみられる共通項を基に1950年から2016年を以下の五つの時期に分け、各時代背景と音楽活動について考察した(第7章～第12章)。第Ⅰ期：1950～1968年、第Ⅱ期：1969～1981年、第Ⅲ期：1982～1990年、第Ⅳ期：1991～1999年、第Ⅴ期：2000～2016年である。

そして、第13章では第Ⅰ期から第Ⅴ期までの各期の特徴を①場、②対象となる精神障がいを持つ人と関わる人、③音楽活動の内容と意味という三つの視点からまとめた。その結果、次に示す展開過程が明示された。精神衛生法施行後、「精神病院」で長期間生活する精神障がいを持つ人に対し、医師や看護師、作業療法士らが音楽活動を取り入れ、入院生活に刺激や楽しみを作り出した。その活動は治療の一つとして用いられるようになり、地域で生活する精神障がいを持つが増えると、デイケアにも広がった。2000年以降、地域移行支援の推進とともに地域との交流に音楽活動は用いられ、退院支援の一環になることもあった。近年では障がい福祉施策に基づく通所施設での活動もある。つまり、精神障がいを持つ

人への音楽活動の展開過程の分析から精神保健医療福祉の変遷をみることができた。

その後、全Ⅴ期を通して、「専門職を通してみる音楽活動」「音楽療法」「音楽活動の意味」の三つの視点から考察を行った。その結果、医療と福祉において精神障がいを持つ人に関わる専門職にとって、音楽活動は治療と生活の向上を目指すための手段となる、精神障がいを持つ人が他者と関わり社会で生活していくための手段となる、〈時間と場を共有〉することができることから、精神障がいを持つ人と持たない人が共生していく手段となりうることが示唆された。

5. 結論

本研究において、以下の10の理由により、精神障がいを持つ人への音楽活動は、彼らが社会で生活していくための支援として意義があることが明らかになった。

〈1. 生活する場に音楽活動がある。2. 各専門職は音楽活動に対する興味関心を引き出し伸ばす。3. 音楽活動は楽しみである。4. 音楽活動は共に過ごす時間である。5. 音楽活動は参加する手段である。6. 音楽活動は施策や支援理論の変化に対応する。7. 音楽活動は疾患名・障がいの程度に関わらず効果がある。8. 音楽活動は治療である。9. 専門職は音楽活動においても役割分化する。10. 音楽活動は好みや生活スタイルに合わせて柔軟に活用できる。〉

したがって、今後も精神障がいを持つ人へ音楽活動を用いた支援が継続して展開されていくことが期待される。

6. 研究の限界と今後の課題

本研究における一つ目の限界は時代と分析対象である。二つ目は、専門職の職務の変遷を考察に含めなかったことである。今後は、時代と分析対象を広げるとともに、音楽活動が精神障がいを持つ人と取り巻く人と社会に変化をもたらす要因について追究していきたい。